平成 21 年 7 月 24 日

お客様各位

ヒロセ通商株式会社

三菱 UFJ 信託銀行での信託保全開始のお知らせ

当社は平成 21 年 7 月 31 日より、当社が取扱う外国為替証拠金取引サービス「LION FX」、「Hirose-FX」及び「Hirose-FX2」におきまして、お客様が預託された証拠金を三菱 UFJ 信託銀行株式会社（以下「三菱 UFJ 信託銀行」といいます）への全額信託を開始いたします。

これまでも当社は金融商品取引法に基づきお客様が預託された証拠金の区分管理を行ってまいりましたが、この度の三菱 UFJ 信託銀行との信託保全の導入によりお客様の資産の安全性はより一層強化され安心してお取引いただけるものと確信しております。

尚、7 月 31 日をもちまして現在の OCBC 銀行との信託契約は解約いたします。

三菱 UFJ 信託銀行での信託の概要

信託対象システム

Hirose-FX、Hirose-FX2、LION FX

要保全額及び計算方法

当社がお客様からお預りしている取引証拠金の額に未決済ポジションの損益及び未決済ポジションのスワップを加減算した金額を毎営業日（米国時間で 17 時時点、日本時間では翌日午前 7 時、米国東部時間が夏時間の場合翌日は午前 6 時）要保全額として計算し、2 営業日後に信託保全の対象とします。

受益者代理人

受益者代理人（甲）として当社内部管理責任者を、受益者代理人（乙）として社外弁護士を選任しております。受益者代理人（甲）が日々の保全金額等の確認など通常時の信託状況の管理を行い、受益者代理人（乙）は当社が破綻等した際にお客様への資産の返還業務を行います。また、今回の信託スキームでは受益者代理人（乙）の指示の下に実際の返還事務作業を行う委託先と契約し、且つ当該事務作業にかかる費用をあらかじめ積み立てておくことで、当社の破綻時等においても返還作業が滞りなく行われるようにしております。

※注意事項

１．当社の取扱う信託保全サービスはお客様からお預りしている金銭（証拠金）を保全するためのものであり、外国為替証拠金取引の元本を保証するものではありません。外国為替証拠金取引では為替相場の変動等により当社にお預けいただいた金銭（証拠金）以上の損失が生じる可能性があります。

２．三菱 UFJ 信託銀行は、当社との契約に基づき受託した資産の保管のみを行い、証拠金に係る要保全額の管理、確認を行う義務は無く、また証拠金満額のお客様への返還を保証するものではありません。

３．三菱 UFJ 信託銀行は、受益者代理人の選任、及び当社、及び受益者代理人の監督に対して責任は負いません。

４．お客様は三菱 UFJ 信託銀行に対して、証拠金等の支払い等を直接請求することはできません。また、当社の破綻等の返還事由が発生した場合の問合せの対応や受領権の認定等は受益者代理人（乙）及び資産の返還業務に関する事務の委託業者が窓口となり行います。その際、お客様へのご連絡は当社にご登録いただいておりますお名前・ご住所宛に郵送にて行い、支払は全て銀行振込みで行うことになります。なお、そうした場合、返還対象となるお客様の特定や連絡先・振込先の確認等に時間を要することもあることから、返還事由発生から振込みによる返還作業の完了までに一定の期間を要します。

５．当社は信託保全された資産をお客様へ還付する為等必要な限りにおいて、お客様の個人情報を三菱 UFJ 信託銀行、受益者代理人（乙）、及び受益者代理人（乙）の業務委託先に提供することがあります。

６．当社が破綻等の返還事由が発生した場合で、取引システム障害や天変地異、政変、外貨情勢の急変等の事由により、信託保全の金額が正しく算出できなかった場合などには、信託された金額が証拠金の総額に不足する場合があり、お客様の証拠金の一部が返還されない場合があります。

７．当社は信託保全サービスによりお客様の資産を当社の信用リスクと分離することで保全を図っておりますが、保全措置を講じた証拠金について、管財人等及び他の債権者の意向、費用等の発生により、お客様は全部または一部を受領できない可能性があります。

８．三菱 UFJ 信託銀行との信託契約は期間の定めがあり、契約期間を満了した場合も継続して契約更新を行う方針です。しかしながら、更新の拒絶、解除、その他の理由による契約の終了等が生じた場合、三菱 UFJ 信託銀行による信託保全は終了することとなり、信託保全された資産が当社に返還されることがあります。

以上